

消火栓の取扱いについて

消火栓使用に伴い、水道に濁りが発生する事故が多発しています。

消火栓で水を放水すると、水道本管内の流速が上がり、管内の夾雑物(砂、錆など)が挙動し、周辺住宅等の水道水に濁りが発生することがあります。

消火栓の点検等を行う際は、次のことを十分注意して頂きますようお願いいたします。

消火栓点検の注意事項

▶ 水の出し過ぎに注意

放水量は右図を参考に。
この程度でも、弁スピンドルの可動確認、パッキン類の劣化による漏水確認などの点検は十分可能です。

▶ すぐに閉めない

消火栓を開けると、広域の水道本管の流速が同時によります。遠方の水道本管に濁りが発生している可能性もあるため、水が透明になったことを確認した後、10分以上排水してから閉めてください。水は、透明なペットボトルや白いバケツに入れて確認してください。

▶ 相当排水しているが水がきれいにならない

広域に水道が濁っている恐れがあります。
放水はそのままにして、下記問合せ先まで連絡先を。

▶ 開閉操作はゆっくり確実に

消火栓を急激に開け閉めすると、ウォーターハンマーが発生し、水道本管等が破裂する恐れがあります。
また、消火栓には凍結防止のため、地下部に水抜き栓があります。不完全に閉めると、放水口からは水は出ませんが、地下の水抜き栓からは水が出続けますので、確実に閉めてください。

▶ まずは届け出を（裏面：届出様式）

中野市水道事業給水条例施行規定第9条の規定により、消火栓を使用する場合は、事前に届け出が必要です。消防課へ提出してください。
無届けで濁水を発生させてしまった場合、上下水道課では即時に濁水原因がつかめないため、被害拡大の恐れがありますので、届け出の提出についてご理解ご協力をお願いします。



■ お問合せ先

▼ 水の濁り等に関すること

上下水道課 上水道係 0269-22-2111(内線282・379)

▼ 消火栓使用届に関すること

中野消防署 0269-22-3386 または 豊田消防署 0269-38-2355



第9条関係

					消防課	
受付	第	号	課長	課長補佐	上水道係長	係
	令和	年	月	日		
<p>消火栓使用届</p> <p style="text-align: right;">令和____年____月____日</p> <p>中野市長 <u>湯本 隆英</u> 様</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名 _____ ⑩</p> <p>下記のとおり、消火栓を使用したいので（市職員の立会いを願いたく）お届けします。</p>						
使用目的	防火貯水槽へ給水 ・ 消火演習 ・ 消火栓点検 その他（_____）					
使用場所	中野市_____					
使用日時	令和____年____月____日 ____時____分 から 令和____年____月____日 ____時____分 まで					
緊急時連絡先	氏名 _____ 電話 _____					
備考						